



医療法人仁泉会	〃	〃	南部町
八戸市大字河原木字八太郎山一〇の八一	〃	〃	三戸郡南部町平字広場二二
介護予防訪問看護	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションかみ	〃	〃	南部町国民健康保険川病院
三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七	〃	〃	三戸郡南部町大平字虚空蔵二
二六・九三〇	〃	〃	平成二六・六一

青森県告示第八百三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	南部町	名称	居宅介護事業者
〃	三戸郡南部町大平字米地字下宿二二三の一	主たる事務所の所在地	
訪問看護	訪問看護	居宅介護事業の種類	
〃	南部町国民健康保険川病院	名称	居宅介護事業所
〃	三戸郡南部町大平字虚空蔵二九	所在地	
〃	平成二六・六一	廃止年月日	

〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
---	---	----------	---	---	---

青森県告示第八百三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	〃	南部町	名称	介護予防事業者
〃	〃	三戸郡南部町平字広場二二	主たる事務所の所在地	
介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	居宅介護事業の種類	
〃	〃	南部町国民健康保険川病院	名称	介護予防事業所
〃	〃	三戸郡南部町大平字虚空蔵二九	所在地	
〃	〃	平成二六・六一	廃止年月日	

青森県告示第八百三十四号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十六年年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

中村川、笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在
土砂流出防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	水源かん養保安林	保 安 林 種
一八一・〇二	一四九・五五	九五八・八八	五三三・八二	六三三・九七	一五四・三七	九六六・〇七	一、二八八・九三	七八一・九八	一、〇二二・五五	六六八・三一	四一五・〇九	九八二・〇〇	五二八・一四	一、四〇七・五七	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流
"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇・三二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九八・二六	八五・二八	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	九〇・〇七	四〇・六八	七・四〇	三〇九・六二

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一六・七六	二二・五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六

上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四八・二八	三・二六	〇・〇〇	二・八〇	〇・三八	三〇・〇二	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・二四	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇

八戸市	"	一・〇〇
三戸郡階上町	"	三・八四
三戸郡三戸町	"	八・七二
三戸郡南部町	"	八・六四
津軽地区	保健保安林	一五五・六一
南部地区	"	八一・七二

青森県告示第八百三十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
  - 三戸郡階上町大字道仏字天当平七の一五 有限会社シー・エスプロダクツ
- 二 変更内容
  - 1 変更前
    - 八戸市城下三丁目一五の二七
  - 2 変更後
    - 八戸市大字妙字大開五の二二七

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田山堰土地改良区の定款の変更を平成二十六年十一月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年十二月一日

中南地域県民局長 高原 至 智

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年十二月一日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	増田 教正	つがる市木造藤岡三〇の七九	平成 二六・一二就任
"	福島 弘芳	" 林阿曾沼四六	"
"	佐藤 昭三	森田町大館千歳二二三の一	"
"	成田 清繁	稲垣町沼崎泉水五九の一九	"
"	藤田 隆一	" 豊川藤見山二〇	"
"	葛西 一郎	木造豊田網代四一の一	"
"	坂本 久夫	" 吹原若草二一	"
"	工藤 眞	" 丸山竹鼻二〇	"
"	長谷川孝悦	" 下福原中吉谷八六の一	"
"	木村 博昭	" 兼館白銀二八の一	"
"	秋田谷幸央	車力町若林二八の二	"
"	増田 教正	木造藤岡三〇の七九	二六・一二退任
"	福島 弘芳	" 林阿曾沼四六	"

公 安 委 員 会

佐藤 昭三	森田町大館千歳二二三の一	
成田 清繁	稲垣町沼崎泉水五九の一	
藤田 隆一	豊川藤見山二〇	
葛西 一郎	木造豊田綱代四一の一	
秋田谷要藏	下車力町盛野二九	
坂本 久夫	木造吹原若草二一	
工藤 眞	丸山竹鼻二〇	
長谷川孝悦	下福原中吉谷八六の一	
木村 博昭	兼館白銀二八の一	

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月一日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

青森県公安委員会規則第九号

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。
  - 第二条第一項の次に次の一項を加える。
  - 前項の規定は、医師の指定の変更又は解除について準用する。
- 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第四

条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則第一条の指定を受けている者は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則第一条の指定を受けたものとみなす。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭